

【アメリカ】アファーマティブアクション廃止容認連邦最高裁判決

海外立法情報課 井樋 三枝子

* 連邦最高裁は 2014 年 4 月 22 日、マイノリティーへの優先的取扱いの禁止を内容とするミシガン州憲法改正は、合衆国憲法第 14 修正を侵害せず合憲と判断した (Schuette v. BAMN)。

1 アファーマティブアクションとは

アファーマティブアクション（積極的差別解消策、以下「AA」）とは、ケネディ政権の 1961 年大統領令第 10925 号やジョンソン政権の 1965 年大統領令第 11246 号に起源を有するとされる、主に人種や性別に基づく様々な差別の積極的な是正又は多様性確保のためのマイノリティーの優先的取扱いに関する政策や施策をいう。AA には、このような施策に関する連邦議会による立法、州議会や州政府が企画や実施を行う施策、民間企業が独自に行う措置等があり、多くは高等教育機関への入学若しくは公的機関での雇用におけるマイノリティーの優先、又は政府機関等の契約におけるマイノリティーが経営する若しくはマイノリティー雇用に積極的な企業の優先等を内容とする。

2 反アファーマティブアクションの動き

1990 年代に入ると、例えば州立大学に不合格となった学生が、AA による逆差別を受けたとして裁判を起こす等、アメリカ社会で、AA に対し否定的な動きが起き始めた。また、州民投票により州憲法等を改正し、州が従来実施していた AA を廃止させようとする活動も始まった。1996 年 11 月、カリフォルニア州は、公的教育、政府契約及び公的雇用での人種、性別、民族又は出自に基づく差別又は特恵的な取扱いを禁止する内容の州憲法改正案「プロポジション 209」を州民投票で可決した。ワシントン州でも、これとほぼ同内容の州憲法改正案「イニシアティブ 200」が、1998 年 11 月、州民投票で可決された。これらの提案の中心となったのは、各州に支部を有し、人種、性別等に基づく特恵に反対するアメリカ公民権協会 (ACRI) であった。

反 AA に対抗する動きも生じた。カリフォルニア州では、1996 年の州民投票直後、連邦地裁に対し、採択された当該の州憲法改正は、合衆国憲法第 14 修正の平等保護条項違反であるとして、差止め処分を求め訴えが起こされた。連邦地裁は原告の主張を認めたが、控訴審では原審破棄、連邦最高裁は理由を付さず裁量上訴を退けた（控訴審確定）。その後も各地で類似の訴訟が起き、ついに 2003 年、ミシガン大学の法科大学院及び学部の入学選考での AA の合憲性を問う訴訟で、連邦最高裁が判決を出した。法科大学院の AA については、5 対 4 で合憲 (Grutter v. Bollinger, 539 U.S. 306)、学部については 6 対 3 で違憲 (Gratz v. Bollinger, 539 U.S. 244) であったが、このように異なる結果となった理由は、学部と法科大学院において、特定のマイノリティー人種を有利にカウントする方式が、それぞれ異なっていたためである。学部の選考では、マイノリティーであるだけで論文や高校での成績等と比べ、機械的に著しく高い得点が

加算されるという仕組みが用いられていたが、大学院の採用する AA では、人種は、多様性確保のための一材料としてのみ用いられていた。この判決の後、2006年11月に、ミシガン州は、カリフォルニア州及びワシントン州とほぼ同内容の州憲法改正「プロポーザル2」を州民投票により採択した（州憲法第1編に第26条新設）。

3 ミシガン州憲法改正に対する最高裁判決 (Schuette v. BAMN)

ミシガン州でプロポーザル2による憲法改正が採択された直後、AA擁護派は、同改正は合衆国憲法第14修正の平等保護条項違反であるとして、連邦地裁へ訴訟を提起した。原告の論拠は、連邦最高裁のハンター判決 (Hunter v. Erickson, 393 U.S. 385) 及びシアトル判決 (Washington v. Seattle Dist. No.1, 58 U.S. 457) であり、これらはいずれも、マイノリティーに益する事業の廃止を狙った州憲法改正が問題となったもので、以後、マイノリティーは不利な立場に置かれるとともに、従来之恩恵を再び得たい場合には、これまでよりも負担の重い方法（州憲法改正等）を用いるほかないよう政治的手続を変更しているため、合衆国憲法第14修正の平等保護条項に反するというものである。一方、州憲法改正に賛成の側は、同改正の条文は差別禁止を内容とする中立的な文言で第14修正に完全に一致していること、改正はマイノリティーを含めた州民の意思であること等を主張した。第1審の連邦地裁は、改正賛成派の主張を受け入れ合憲と判断 (539 F. Supp. 2d 960; 539 F. Supp. 2d 924)、第2審の連邦高裁は、AA擁護派が根拠とするシアトル判決等に基づき、違憲判決を下した (701 F.3d 466)。

連邦最高裁は、この件の裁量上訴を認め、2014年4月22日、6対3で合憲判決を下した。同裁判所は、今回のミシガン州憲法改正では、特定のマイノリティー集団に対する人種を理由とした危害の防止の必要性という背景は存在せず、連邦高裁が根拠としたシアトル判決とは異なること、及び同判決はどの政治的方針がどの人種グループの権益に役立っているかにつき判断はしたが、州憲法改正の適法性自体は判断しておらず、本件の根拠とならないことを述べた。その上で、本件で判断すべきは、大学の人種を考慮した入学者選考方針自体の合憲性や AA のため不合格となったと主張する者の入学を認めるか否か等ではなく、州の有権者が人種や性別による特惠的な取扱いの禁止又は廃止につき決定することが合憲か否かであるとした。結論として、合衆国憲法及び先例はミシガン州の州憲法改正を退ける権限を有さず、また、同改正は第14修正に違反しないと判断した。今回、連邦最高裁は、AA自体の合憲性判断を行わなかったため、今後、ミシガン州と類似の州民投票が増加する可能性も予想されている。

参考文献（インターネット情報は2014年6月18日現在である。）

- ・ Schuette v. BAMN(572 U.S.) <http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-682_8759.pdf>
- ・ G. Bensur and J. Brokamp, “Schuette v. Coalition to Defend Affirmative Action,” LII Supreme Court Bulletin. <<http://www.law.cornell.edu/supct/cert/12-682>>
- ・ 大河内美紀「カリフォルニア州憲法修正提案二〇九号差止訴訟」『法政論集』225号, 2008. pp. 463-498. <<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/handle/2237/10663>>